

国土強靱化地域計画に関する出前講座について

- 地域計画について解説し、疑問に答えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣。
- 職員の1回目の派遣にかかる経費は、原則、内閣官房が負担。
- 今年度は特に、規模の小さな市町村が連携して策定するところにおいて、当該地域の実情に合わせ、計画策定に資する情報を国において整理し、提供予定。
- 派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受付。
(派遣日時、会場等については、近隣自治体の希望等もあわせ、調整させていただきます。)

1 目的

国土強靱化基本法第13条の規定により地方公共団体において定めることができるとされている国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の策定が全国の都道府県・市区町村で進んでいます。この地域計画の策定については、それぞれの都道府県・市区町村で初めてのことであり、制度面や実務面で疑問を持たれることも多くあるかと思います。

そこで、地域計画に関する基礎知識についてわかりやすく解説し、計画策定実務で生じる疑問等に応えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します。

2 対象

都道府県・市区町村の職員及び議員(その他の場合も御相談に応じます)

3 実施方法

都道府県・市区町村が主催する研修会等に講師として有識者・内閣官房の職員を派遣し、説明及び質疑を行います。

4 講習内容例

以下の内容について、内閣官房が資料を作成します。

- ①基本法の概要
- ②国土強靱化基本計画の概要
- ③脆弱性評価
- ④国土強靱化地域計画のイメージ
- ⑤他の計画との関係性整理
- ⑥地域計画の策定推進・支援

(その他、国土強靱化に関連して希望するテーマがあれば御相談に応じます)

③④は、特に規模の小さな市町村が連携して策定するところにおいては、当該地域の実情に合わせたカスタマイズを予定。



5 その他

- 有識者・内閣官房職員の1回目の派遣に係る旅費等は、原則、内閣官房が負担します。
(職員の継続的参加についても相談にのりますが、旅費等は原則依頼元の負担でお願いします。)
- 研修会等の会場の確保(機器も含む。)、出席者への案内等については、主催の都道府県・市区町村にてお願いします。
- 申し込みが多数の場合、日程調整をさせていただきます。

【問合せ先】

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館

内閣官房国土強靱化推進室 吉田、福原

TEL:03-6257-1775

E-mail:i.national.resilience.b2i@マークcas.go.jp

(メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください。)

